

基本的な考え方

— 人権を尊重する経営の視点 —

■ 経団連「企業行動憲章」において、「Society 5.0 for SDGs」を柱に、人権に関する独立した条文として、第4条「すべての人々の人権を尊重する経営を行う。」第6条「従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。」を明記

■ 憲章を踏まえ、企業の取り組みを推進するための「実行の手引き」や「人権を尊重する経営のためのハンドブック」の中で、LGBTについて、「性的マイノリティ a. 適切な理解を促すとともに、その認識・受容を進める。b. 当事者のカミングアウトの有無にかかわらず、多様な人材が存在することを前提とした社内の就業環境・制度の整備を進める。」ことを企業に働きかけ

